

# 改正出入国管理法 ポイント解説セミナー

## ～ 新在留資格「特定技能」のポイント&注意点を解説 ～

昨年 12 月 8 日の臨時国会において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（改正出入国管理法）が成立し、本年 4 月に施行されることとなりました。

今回の改正法の主なポイントとしては、新しい在留資格として「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」が創設されたこと、ならびに出入国在留管理庁が設置されたこと等となっておりますが、特に、新在留資格の「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」については、従来の在留資格や技能実習とは要件や活動範囲が大きく異なる点も多く、今後自社において新在留資格による外国人の雇用を検討する場合には、法令順守の観点からも新在留資格に対する一定の知識と理解が必要です。

そこで本セミナーでは、新在留資格が従来の在留資格と何が違うのか、特に要件や活動範囲の違いは何か、また 1 号と 2 号の違いは何か、新在留資格で外国人を採用・雇用する場合の注意点は何か、等について、外国人の法務や採用問題に詳しい、行政書士の折茂先生をお招きし、在留資格の基礎的内容もふまえて解説して頂きます。

ぜひご参加ください。

### <セミナー概要>

日 時	2019 年 3 月 15 日（金） 14：00～16：00
場 所	日本印刷会館・2 階会議室（東京都中央区新富 1-16-8） * 地下鉄有楽町線「新富駅」出口徒歩 2 分
内 容	「改正出入国管理法のポイント」 （主な内容） ・改正入管法の概要 ・新在留資格「特定技能」と他在留資格や技能実習との違い ・「特定技能」1 号と 2 号の違い ・新在留資格「特定技能」で採用・雇用する場合の注意点 ほか
講 師	行政書士 折茂 純哉 氏（株）ACROSEED マネージャー 上場企業や外資系企業に勤務する外国人社員の在留資格申請と管理業務を専門に扱う。 コンプライアンスを重視した在留管理の仕組み作りに定評がある。
定 員	50 名
参加費 （お 1 人様）	経団連または人事賃金センター会員 1 名 12,960 円（うち消費税 960 円） 一般 1 名 19,440 円（うち消費税 1,440 円）

- ・ [申込要領] ①裏面「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込みください（定員になり次第締め切ります）。後日、参加証と請求書、会場地図をご送付いたします。  
②参加費は、後日お送りいたします請求書に記載の銀行にお振込ください。  
③当日のお取り消し・ご欠席は参加費全額を申し受けます（資料を後日送付）。

[お問い合わせ先] 経団連事業サービス（平田・多田） TEL：03-6741-0047

